

手続案内（産業技術課）

部局名	所属名
産業労働部	産業技術課
手続名	
贈与税猶予から相続税猶予への切替の確認	
根拠法令	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則	
条項	
第 13 条第 1 項、第 6 項または第 9 項	
手続対象者	
贈与認定中小企業者等	
提出先・相談窓口	
産業技術課	
提出時期	
贈与認定中小企業者等の経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から 8 月を経過する日まで	
提出書類	
規則第 13 条第 2 項、第 7 項または第 10 項に基づく申請書および書類	
手数料	
なし	
審査基準	
こちらをご覧ください。	
標準処理期間	
2 月	
備考	
<p>規則 … 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 詳細については下記をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中小企業庁 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm)・ 福井県創業・経営課ホームページ (https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/enkatukahou.html) <p>業種により創業・経営課と事務分担をしています（当課は製造業等を担当）。所管の詳細については、産業技術課（0776-20-0370）までお問い合わせください。</p>	